

市第 23 号議案 港湾施設の指定管理者の指定について

1 議案の概要

本牧ふ頭D突堤先端物揚場及び本牧ふ頭D突堤1号線の2施設（別図参照）について、他の物流等関連施設と同様、横浜港埠頭株式会社を指定管理者として指定します。

なお、当該2施設は平成24年第1回市会定例会において、横浜市港湾施設使用条例（以下「条例」という。）の一部改正を行い（平成24年3月26日公布）、指定管理者に管理を行わせる施設のうち、物流等関連施設として新たに追加した施設です。

2 指定内容

(1) 施設区分：物流等関連施設

(2) 対象施設

施設名称	所在地
本牧ふ頭D突堤先端物揚場	横浜市中区本牧ふ頭20
本牧ふ頭D突堤1号線	横浜市中区本牧ふ頭1-1、1-10

(3) 指定管理者：横浜港埠頭株式会社

代表取締役社長 金田 孝之

(4) 指定期間：平成24年7月1日～平成28年3月31日

(5) 選定理由

港湾施設の指定管理は、横浜市港湾施設使用条例第2条の2第1項で、同一区分の施設は一の指定管理者に行わせると規定しています。

このため、物流等関連施設については既に横浜港埠頭株式会社を指定管理者としているため、当該2施設についても同社を指定するものです。

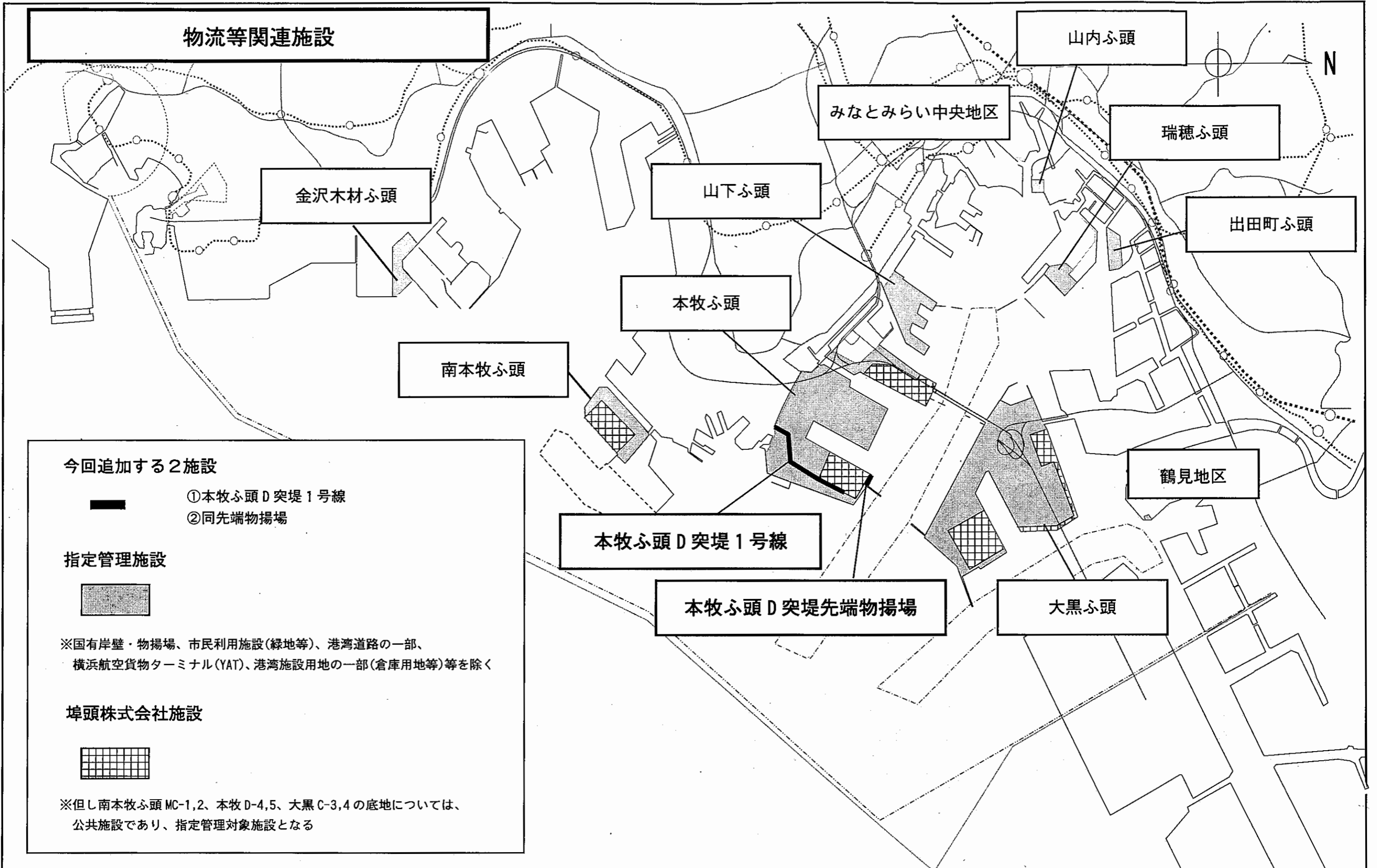
【参考】

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（指定管理者の指定等）

第2条の2 別表第1に掲げる港湾施設の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。この場合において、同表に規定する同一の区分に属する港湾施設の管理に関する業務は、一の指定管理者に行わせるものとする。

物流等関連施設



今回追加する 2 施設

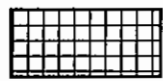
- ①本牧ふ頭 D 突堤 1 号線
- ②同先端物揚場

指定管理施設



※国有岸壁・物揚場、市民利用施設(緑地等)、港湾道路の一部、
横浜航空貨物ターミナル(YAT)、港湾施設用地の一部(倉庫用地等)等を除く

埠頭株式会社施設



※但し南本牧ふ頭 MC-1,2、本牧 D-4,5、大黒 C-3,4 の底地については、
公共施設であり、指定管理対象施設となる